

第十五表 骨系統疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
骨系統疾患	7	タナトフオリツク骨異形成症	左欄の疾病名に該当する場合
	8	(略)	(略)
	17	(略)	(略)

第十六表 (略)
別表第一～別表第四 (略)

第十五表 骨系統疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
骨系統疾患	(新設)	(新設)	(新設)
	7	(略)	(略)
	16	(略)	(略)

第十六表 (略)
別表第一～別表第四 (略)

○厚生労働省告示第三百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月一日から適用する。

令和三年十月十三日 厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

改 正 後

<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一～三百三十三 (略)</p> <p>三百三十四 脳クレアチン欠乏症候群</p> <p>三百三十五 ネフロン癆^ネ</p> <p>三百三十六 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）</p> <p>三百三十七 ホモシスチン尿症</p> <p>三百三十八 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一～三百三十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

改 正 前

○農林水産省告示第七百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和二年十二月一日農林水産省告示第二千三百二十四号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三年管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年十月十三日

農林水産大臣 金子原二郎